

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年7月20日改定）**

■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>6 暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等 (1)～(4) (略) (5) 次のいずれかに該当する場合を除き、当行は、利用者の請求に基づき <u>又は利用申込み時に当行所定の要件を満たすことにより</u>、当行所定の方法によりトークン（一の利用口座につき1つに限ります。）を交付し又は再交付します。</p> <p>①～③ (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) トークンの電池切れ、盗難、紛失その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によりトークンの再交付を受けようとするときは、当行所定の方法により再交付の請求をしてください。</u> (9)～(17) (略)</p>	<p>6 暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等 (1)～(4) (同左) (5) <u>トークンの交付又は再交付（トークンの故障、電池切れ、盗難、紛失その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によるものに限ります。）を受けようとするときは、当行所定の方法により請求をしてください。</u> 次のいずれかに該当する場合を除き、当行は、利用者の請求に基づき、当行所定の方法によりトークン（一の利用口座につき1つに限ります。）を交付し又は再交付します。 ①～③ (同左) <u>(6) 前項により交付又は再交付する場合において、当行は届出のあった氏名、住所にあててトークンを発送すれば足り、到達しなかった場合であっても、トークンの再送付は行いません。なお、この場合、第21条第1項⑥により当行が利用者から受領した料金は返金しません。利用者は改めて前項の請求をするものとします。</u> <u>(7) (同左)</u> <u>(8) (同左)</u> <u>(削除)</u> (9)～(17) (同左)</p>
<p>21 料金 (1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①～⑤ (略) ⑥ 第6条第8項に掲げるトークンの再交付の請求のうち、<u>当行所定の請求の場合</u>は、当行所定の料金を利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。ただし、利用者の振替口座から料金を控除できない場合は、トークンの再交付はいたしません。 (2)～(3) (略)</p>	<p>21 料金 (1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①～⑤ (同左) ⑥ 第6条第5項によりトークンの交付又は再交付をするときは、当行所定の料金を利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。ただし、利用者の振替口座から料金を控除できない場合は、トークンの交付又は再交付はいたしません。 (2)～(3) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年5月7日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年7月20日から実施します。</p>

以上